

公平な納税を目指して

私たちはなぜ税金を負担する義務があるのでしょうか。

国や地方公共団体は、私たちの社会を維持し、豊かにし、発展させるために、教育の振興、社会福祉の増進、消防・警察などさまざまな仕事をしています。

国や地方公共団体がこれらの仕事をするためには、多くの費用を必要とします。この費用を負担し合っていくのが、皆さんに納めていただく「税金」です。

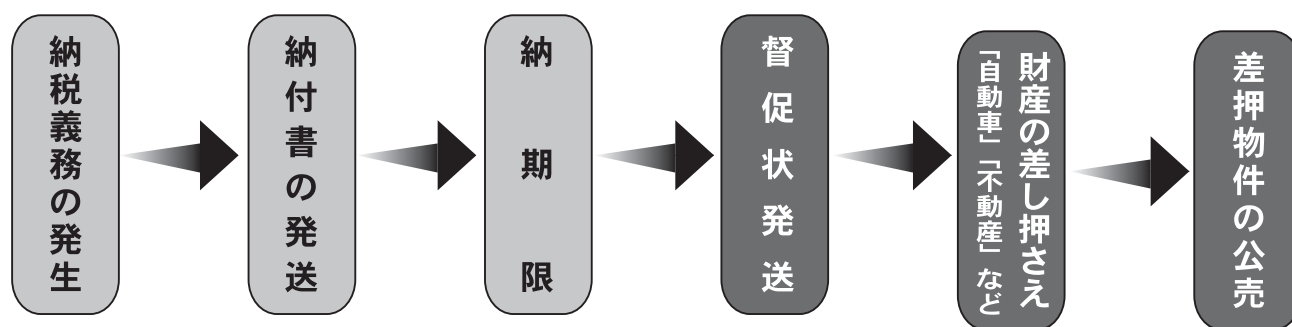


しかし、滞納者が増えることによって滞納金額が増えると、国からの財政支援が削減される可能性があり、町民のみなさまに大きな不利益が生じます。また、督促状、催告書の送付など、滞納整理の経費に余分な税金を使うことにもなります。

現在、町では納税の公平性を保つために、差し押さえなどの滞納処分を強化し、滞納者に対して厳しい体制で臨んでいます。税金を納期限内に納付することは、公共サービス（町民サービス）に必要な不可欠な財源の確保に繋がります。納期限内での自主納付をお願いします。

税金は納期限内納付が基本原則です！

納期限内に納付がなかった場合は、次の流れにより処分されます。



～滞納による差し押さえ件数～

平成 21 年度	14 件
平成 22 年度	52 件
平成 23 年度	56 件

滞納は放置せず、税務課に納税相談を！

税金を滞納している方の多くは、家庭や仕事の事情など、さまざまな問題を抱え込んでいる方が多く見受けられます。

税の滞納問題は一人で悩まず、放置せず、まずは税務課へご相談ください。（納税相談を希望される場合は、事前にご連絡ください。またその際は、住所、氏名をお伝えください。）

※個室での相談を行っておりますので、人目を気にせず相談できます。

《お問合せ先》税務課 内線（125）

来月号では、納税・滞納処分に関するQ & Aを掲載します。